

みなさま、こんにちは中村です。お元気でご活躍のことと思います。今日から新年度を迎えます。気持ちも新たにお仕事がんばりましょう。さて、都のIT革命と言われるCALS/EC(公共事業支援統合情報システム)が始まります。このシステムを活用し都庁全体で公共事業の大幅な効率化を目指します。国や都はどのような将来像に向かって進むのか。受注者としてはどう対応すれば良いのか心配だと思えます。どうぞご安心下さい。弊社では電子認証の取得から指名参加願・コリンズ登録・入札手続・受注まで一連のサポート計画を準備しております。
お気軽にお声をかけて下さい。(中村)

監査役の任期が4年になりました!!!

(具体例)

一昨年の商法改正で、監査役の任期がこれまで3年であったのが4年になっています。

(政令により平成14年5月1日から施行)

これは、監査役の権限を強化し、監査実務の実効性を高めるという目的があります。

なお、右記に経過措置の一例を記しました。

決算期、就任時期により、任期が違いますので、ご注意ください。

定時株主総会で選任された場合：決算日基準

14.4.30以前決算に係る定時株主総会で就任 任期3年

14.5.1以降決算に係る定時株主総会で就任 任期4年

臨時株主総会で選任された場合：

14.5.1以降決算に係る定時株主総会より前で就任 任期3年

14.5.1以降決算に係る定時株主総会より後で就任 任期4年

なお、監査役が複数いる場合で、定款に「補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とする」旨の規定がある場合は、それに従います。



(中山)



シリーズ 建設業 Q & A

Q：今、業種の追加を考えているのだけど、現在持っている許可に併せて追加したほうがよい業種ってある？

A：建設工事は1つの業種のみで進められる場合はまれで、むしろ複数の業種が協力、補完しあって完成される場合が多いため、関連する業種の許可を併せて取得したほうが事業の拡大・受注の確保につながります。

併せて許可を取得する場合の業種選択のポイントは次のとおりです。

現在、取得している業種以外に許可が不要な軽微な工事を施工している場合はその業種。Ex:建築工事業を取得している業者が軽微な大工工事を行っている場合。

付帯工事として、関連受注および自社施工している場合はその業種。Ex:造園工事業を取得している業者が付帯して舗装工事を行っている場合。

このほか、自社を取り巻く経営環境を分析して検討した業種。

Ex:公共工事発注者の工事発注の動向を探る

以上の検討を踏まえ、さらに

現実に許可取得が可能かどうか「経営業務の管理責任者」「専任の技術者」の要件を検討する。

行政書士の意見などを参考にする。

(星野)

脳はものすごい“大食漢”なり

朝は時間がないから、食欲がないから...等、朝食はとらないという人はまだまだみうけられるようです。

そして、朝食をとらずにいた日の午前中、頭がぼーっとして仕事等になかなか集中できなくなってしまったという経験をされたことがある方もいらっしゃるのではないかと思います。

これは、脳が必要とするブドウ糖が足りない為におこってしまうのだそうです。

人間の脳は体重の2~3%、1,300~1,500g程と大きさでいえば全体から見ると小さいものの、全血量の15%、酸素にいたっては、全身の酸素量の20~25%もの量を消費しており、エネルギーでいえば、体全体が必要とするエネルギーの約20%、約500キロカロリーを消費しており、これは、心臓の2倍の消費量にあたります。

また、脳は体の他の部分と違って、糖質のブドウ糖しかエネルギーにすることができません。

このように、多量にかたよったエネルギーを必要とする脳を正常に働かせ、午前中をすっきりと過ごす為にも朝食はとるといふ習慣を身につけたいものですね。(佐藤)